#### **Points**

公職選挙法の改正点

2

れ、違反者に対する制裁措置が新設されました

平成十八年六月、第百六十四回通常国会におい そして国外における不在者投票制度の創設などが行われました。 参議院選挙区選出議員の選挙区の定数の改正、 在外選挙制度・選挙人名簿抄本の閲覧制度の改正、 公職選挙法の一部改正が行われました。この度の法改正では、 1

 が国

- 選挙人名簿抄本の閲覧制度の改正:個人情報保護の観点などから閲覧できる場合が明確化・限定さ 在外選挙制度の改正:比例代表選挙に加えて選挙区選挙も対象に。また、在留届の提出時などにおけ る在外選挙人名簿への登録申請も可能になります
- 3 参議院選挙区選出議員の選挙区の定数の改正:栃木県・群馬県でこれまでの四人から二人へと選挙区 選出議員の定数が減り、千葉県で四人から六人へ、東京都で八人から十人へと増えました
- 4 どのための新しい不在者投票や南極地域観測隊の隊員のためのファクシミリ投票の制度が設けられ国外における不在者投票制度の創設など:海外に派遣される国連平和維持活動(PKO)協力隊員な

ました

# を一部改正平成十八年六月に公職選挙法

選挙の適切な実施等を目指して

正が行われました。
一年八年六月、第百六十四回通常国十八年六月、第百六十四回通常国社会をつくっていくために、平成社会をつくっていくために、平成社会をつくっていくために、平成社会をつくっている一票を有効に生国民の大切な一票を有効に生

などが行われました。
はなどが行われました。
というでは、会議院選挙区選出議員のの改正、参議院選挙区選出議員のの改正、そして国外における不在者投票制度の創覧制度がある。

## 近外選挙制度の改正

在外投票や在外選挙人名簿への登録申請手続の改正

### 在外投票

です。
の制度による投票が「在外投票」
「在外選挙制度」といいます。こら国政選挙に投票できる制度を
ら国政選挙に投票できる制度を

施されてきました。いずれも、衆挙三回、通常選挙二回の計五回実から昨年九月の総選挙まで、総選がら昨年九月の総選挙まで、総選挙をは、ののののでは、平成を外選挙制度については、平成を対している。

げる改正が行われました。て、在外投票が実施されました。に、例代表選出議員の選挙に限っ続い例代表選出議員の選挙に限って、対した。

されます。年六月十四日の公布後、一年以内年六月十四日の公布後、一年以内において政令で定める日から施行において政令では、平成十八

### ( 1 )選挙対象

現行法では、在外投票の対象とに議員の選挙区選挙\*も対象とに議員の比例代表選挙\*だけでしたが、今回の法改正によって両議を議員の選挙を決議員及び参議をは、衆議院議員及び参議をは、金銭をは、を外投票の対象と

## (2)投票方法

ます。 投票のどちらかを選んで投票し館・領事館 )での投票か郵便等各地約二百か所の在外公館( 大使各地約二百か所の在外公館( 大使

ました。
ました。
か公館投票は行わないこととされいと見込まれる在外公館では、在選挙に関係する在外選挙人がいなついては、その管轄区域内に当該ついては、その管轄区域内に当該

## (3)在外公館投票期間

日前五日までの間です。は、現行法では、公示日又は告示は、現行法では、公示日又は告示は、公示日又は告示

現行法では、在外公館投票の終現行法では、在外公館投票の終本が予定があり、目然災害や航空機の機体トラブルなどによりフライトが予定また、自然災害や航空機の機体トラブルなどによりフライトが予定があり、直行されないことも前に運行されないことも対象がある。

送致という観点から、在外公館投まえ、投票用紙の安全かつ確実なす可能性が高くなること等も踏未到達が選挙結果に影響を及ぼより投票所閉鎖時刻までの投票の挙を在外投票の対象とすることに挙を在外投票の対象とすることに

とされました。期日前六日までに繰り上げること票の終了時期を原則として選挙の

て一日)とされました。 と協議して指定する日(原則としられるため、総務大臣が外務大臣の数がわずかな場合が多いと考えの投票は、対象となる在外選挙人の投票は、対象となる在外選挙人の投票は、対象となる在外選挙人

## 登録申請在外選挙人名簿への

への登録申請を行うことができれていまり、外国に住所又は居所を定めて三か月以上滞在する人は領事官に「在留届の提出時など、ければならないとされています。は領事官に「在留届」を提出しないは領事官に「在留届」を提出しないの登録申請を行うことができれている。

#### 政 策 フラッシュ

況によって、指定病院などでの投票 までに投票できる制度。選挙人の状 票所に行けない人が、投票日の前日 |便による投票などの方法がある。 選挙投票日に都合などがあって投 不在者投票制度

される。 人から五人(改正前は四人)が選出

半数改選のため、

一回の選挙では

制区政 挙の場合、 |人から十人( 改正前は八人 )だが て四十七選挙区が設けられてい 」を設定し、 各選挙区の定数は人口に応じて 都道府県の区域を単位と

挙区制」となっている。 得票した一人だけが当選する また、参議院議員選挙の選挙区選 おり、一つの選挙区から最も多く 衆議院議員選挙の選挙区選挙の場 、全国に三百の選挙区が設けられ 小選

選挙区選挙

の単位を基本にそれぞれの、選挙都道府県や市区町村といった行 議員を選出する

ず、当選者は各候補が獲得した票数 者名簿には順位がつけられておら 全国まとめて一つのみ。各党の候補 者名か政党名で投票する。 参議院議員選挙で用いられ、候補 選挙区は

提出された候補者名簿の順位に基づ 定している。各党の当選者は事前に 名で投票する。全国を十一ブロッ

い分け、

、各ブロックごとに定数を設

いて決定される。

非拘束名簿式比例代表制

票数に比例した議席数を配分する選 選挙区内の政党に、それぞれ 比例代表選挙 AV Word

挙制度。

現在、日本で用いられる比

の得

例代表制は次の二つ。

衆議院議員選挙で用いられ、

拘束名簿式比例代表制

本文で\*をつけた言葉

#### 在外選挙制度の改正

#### 現行

#### (1)在外投票

対象選挙

衆議院議員及び参議院議員の比例代表選挙

投票方法

在外公館投票()と郵便等投票の選択制

)世界各地約200の在外公館で実施

公館投票期間

公示日又は告示日の翌日から原則として選挙の期日前5日までの間

期日前5日まで:9公館、6日まで:25公館、7日まで:95公館、8日まで:39公館、9日まで:24公館、10日まで:4公館

#### (2)在外選挙人名簿への登録申請

3か月の住所要件を満たした後に登録申請

\*情報提供(便宜供与)

便宜供与として、名簿届出政党等の一覧()を各在外公館に備え置き、総務省のホームページにも情報 )衆議院議員の比例代表選挙については政党等の名称、参議院議員の比例代表選挙については

政党等の名称及び名簿登載者の氏名



(施行期日:(1)は公布(平成18年6月14日)後1年以内において政令で定める日、(2)は平成19年1月1日)

#### (1)在外投票

対象選挙

衆議院議員及び参議院議員の選挙(選挙区選挙も対象)

投票方法

在外公館投票と郵便等投票の選択制

ただし、再選挙又は補欠選挙については、当該選挙に係る在外選挙人が管轄区 域内にいないと見込まれる在外公館においては、在外公館投票は行わない

公館投票期間

総選挙・通常選挙:投票送致を考慮し終了を1日繰り上げ

(原則5日前 原則6日前)

再選挙·補欠選挙:原則1日実施

#### (2)在外選挙人名簿への登録申請

在留届の提出時等における在外選挙人名簿への登録申請を可能にする

\*情報提供(便宜供与) 便宜供与として次のとおり実施

比例代表選挙:現行どおり

選挙区選挙:候補者名及び届出政党の名称の一覧を各在外公館に備え置き

各都道府県選挙管理委員会や総務省のホームページにも情報を掲載

ず、三か月の住所要件を満たした 録申請を行うことが必要です。 後に改めて在外公館に出向いて登

所要件を満たしていない時点にお る意見が強かったことから、今回 二度手間であるなど改善を求め 請ができるよう改正が行われま いても在外選挙人名簿への登録申 在留届の提出時など、三か月の住 この点について、在外邦人から、

日から施行されます。 この改正は、平成十九年一月

## 選挙情報の提供

ージでもこれらの情報を掲載する 置くとともに、総務省のホームペ る情報提供として、各在外公館 こととしています。 に名簿届出政党等の一覧を備え 現在は、比例代表選挙に関す

各在外公館に備え置くこととな 名及び届出政党の名称の一覧を り、選挙区選挙については候補者 比例代表選挙については現行どお も在外選挙の対象となるため、 今回の改正によって選挙区選挙

ととなる予定です。 にも、これらの情報を掲載するこ 委員会や、総務省のホームページ また、各都道府県の選挙管理

個人情報保護などの観点から閲覧を見直し

きません。 ないと、選挙で投票することはで が、「選挙人名簿」に登録されてい は原則として選挙権を有します 二十歳以上のすべての日本国民

員会が行っています。 の事務は、各市町村の選挙管理委 選挙人名簿への登録や保管など

年月日・性別が記載)の閲覧制度 った問題が指摘されていました。 町村選挙管理委員会もある、とい た「便宜供与規定」に基づいて選挙 に対する制裁措置がないこと、ま ないこと、偽り等による不正閲覧 ること、閲覧に関する手続規定が 閲覧を許可する場合が不明確であ りなどから、現行法では、法令上、 個人情報保護に関する意識の高ま 性を確保するためのものですが おくことにより選挙人名簿の正確 人名簿抄本のコピー を認めている市 選挙人名簿抄本(氏名·住所·牛 常時選挙人の目にふれさせて

た、「便宜供与規定」が削除され、 どが、法律上、規定されました。ま うことができる者の範囲の限定な に関する手続、閲覧事項を取り扱 きる場合の明確化・限定や、閲覧 そこで、この度の改正で、閲覧で

> いこととなりました。 選挙人名簿抄本のコピー

十四日の公布後、六か月以内におい これらの改正は、平成十八年六月

(1)閲覧させる場合を明確化・限定 町村の選挙管理委員会は、閲覧を の理由があると認める場合は、市 ができないおそれがあることなど があること、適切に管理すること 不当な目的に利用されるおそれ 本を閲覧させることとなります。 選挙管理委員会は、選挙人名簿抄 れる場合は三つとされました。次 拒否できます ただし、閲覧によって得た情報が に挙げる場合に限り、各市町村の 選挙人名簿抄本の閲覧が認めら

## 選挙人名簿の登録の有無を確

を閲覧させることとなります。

はできな

て政令で定める日から施行されます。

認するために閲覧する場合

をした選挙人に選挙人名簿抄本 出があった場合には、その確認に するために選挙人から選挙人名 必要な限度において、閲覧の申出 簿抄本の閲覧が必要である旨の申 された人であるかどうかの確認を 特定の者が選挙人名簿に登録

> 政治団体が、政治活動(選挙運 動を含む)を行うために閲覧す 公職の候補者等、政党その他の

補者等や政党その他の政治団体 には、その活動に必要な限度にお 体から選挙人名簿抄本の閲覧が いて、閲覧の申出をした公職の候 必要である旨の申出があった場合 こととなります。 に選挙人名簿抄本を閲覧させる |補者等や政党その他の政治団 政治活動を行うために公職

から、閲覧を認められた政治団体 扱うことができるとされました。 にした者のみが閲覧事項を取り のほか、閲覧の申出の際に明らか とができることとはせず、閲覧者 のすべてが閲覧事項を取り扱うこ であってもその役職員又は構成員 なお、個人情報保護などの観点

その他の調査研究で公益性が 統計調査・世論調査・学術研究 するために閲覧する場合 政治・選挙に関するものを実施 **高いと認められるもののうち、** 

となります。 挙人名簿抄本を閲覧させること 選挙人名簿抄本の閲覧が必要で 挙に関するものを実施するために その活動に必要な限度において選 ある旨の申出があった場合には と認められるもののうち政治・選 その他の調査研究で公益性が高い 統計調查、世論調查、学術研究

#### 選挙人名簿抄本の閲覧制度の改正

#### 現行

閲覧させる場合が、法令上不明確

#### 法令で定められてはいないが、 現行において閲覧を認めている場合

選挙人が自己又は特定の選挙人の登録の有無を確認するために

候補者、政党、政治団体が選挙運動や政治活動を行うために閲覧

報道機関や学術研究機関などが世論調査や学術調査を行うため に閲覧する場合

閲覧に関する手続を明記した規定や、偽りその他不正の手段による閲覧に対する 制裁措置がない

市町村によって便官供与規定に基づき選挙人名簿抄本のコピーが可能 (コピーを認めている市町村は全体の約4分の1)



改下内容 (施行期日:公布(平成18年6月14日)後6か月以内において政令で定める日)

#### 閲覧させる場合を法令上明確化・限定

選挙人名簿の登録の有無を確認するために閲覧する場合

公職の候補者等、政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む)を行うために閲覧する場合 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・ 選挙に関するものを実施するために閲覧する場合

閲覧の手続等の整備 • (住民基本台帳の閲覧に準じた手続等)

偽りその他不正の手段による閲覧や 目的外利用の禁止に対する 違反等に対する制裁措置の新設

(過料、刑罰規定の新設)

(住民基本台帳の閲覧に準じた制裁措置)

選挙人名簿抄本のコピーの根拠となって いる便宜供与規定を削除

閲覧事項の利用目的、管理の方法 等の明示

閲覧事項を取り扱える者の範囲 の明確化

目的外利用・第三者提供の禁止

不正閲覧等に対する報告徴収、勧 告、命令

閲覧申出者の氏名、利用目的の概 要等の公表 など

#### (2)閲覧の手続等の整備 図られました。 る各種の手続等について、 選挙人名簿抄本の閲覧に関す 、整備が

閲覧事項の利用目的、管理の方 法等の明示 主な内容は次のとおりです。

不正閲覧等に対する報告徴収 目的外利用・第三者提供の禁止 の明確化 閲覧事項を取り扱える者の範囲

概要等の公表 閲覧申出者の氏名、利用目的の

勧告、命令

(3)過料・刑罰の新設 設けました。 する違反などに対し、制裁措置を る閲覧や目的外利用の禁止に対 偽りやその他の不正な手段によ

以下の懲役又は三十万円以下 命令に違反した者は、六か月 選挙人名簿抄本の閲覧に係る、 選挙人名簿抄本又は在外選挙 偽りその他不正な手段により 各市町村の選挙管理委員会の 規定に違反した者については 的外利用・第三者提供の禁止の 三十万円以下の過料に処す 人名簿抄本の閲覧をした者、目

国外における不在者

投票制度の創設

設されました。

た者は、 に処す

三十万円以下の罰金 虚偽報告をしたりし

務等のため選挙の当日投票する で国外に滞在する人のうち、 定国外派遣組織」に属する選挙人 力隊や国際緊急援助隊など、「特

して政令で定めるものです。 実施されると認められるものと

職

怠ったり、

の罰金に処す。各市町村の選

国連平和維持活動(PKO)の協

組織のうち、次の

挙管理委員会への必要な報告を

選挙区間の定数較差を是正

ました。 ないとして、合憲の判断を下し 裁量権の限界を超えるものでは 最高裁判所判決は、国会の立法 ことについて、平成十六年一月、 の最大較差が五・○六倍であった 選挙において、選挙区間の定数 平成十三年の参議院議員通常

ば に漫然と現状が維持されるなら 裁判官九名中四名から「 『判官九名中四名から「無為の裡』しかし、多数意見を形成した 次回は違憲判断の余地は十

> おり改正されました。 出議員の選挙区の定数が下表のと

関係する再選挙及び補欠選挙に ついて適用されます。 通常選挙並びにその通常選挙に 日以後公示される参議院議員の 日の公布日から施行され、施行 この改正は、平成十八年六月七

#### を重く受け止め、参議院選挙区選 い姿勢が示されました。 分に存在する」という旨の、 較差の現状と、この最高裁判決 厳し

#### 特定国外派遣組織や南極地域観測隊の隊員などが対象 後述の方法による投票が適正に 当する組織で、その組織において 規定に基づき国外に派遣される のための不在者投票制度\*が創 ことができないと見込まれる人 特定国外派遣組織とは、法律の の両方に該 院選挙区選 の選挙区の定数の 出讀

#### 改正

#### 改正後 選挙区 城 田 形島城木 茨 馬玉 千 葉 東 京 神奈川

	定数	選挙区	定数	
	4	滋賀	2	
	2	京都	4	
	2	大 阪	6	
	4	兵 庫	4	
	2	奈 良	2	
	2	和歌山	2	
	4	鳥取	2	
	4	島根	2	
	2	岡山	2	
	2	広島	4	
	6	山口	2	
	6	徳島	2	
	10	香川	2	
	6	愛 媛	2	
	4	高知	2	
	2	福岡	4	
	2	佐 賀	2	
	2	長 崎	2	
	2	熊本	2	
	4	大 分	2	
	4	宮崎	2	
	4	鹿児島	2	
	6	沖 縄	2	
	2	合 計	146	

改正内容					
選挙区	改正前議員数	改正後議員数	増減		
栃木県	4人	2人	- 2		
群馬県	4人	2人	- 2		
千葉県	4人	6人	+ 2		
東京都	8人	10人	+ 2		

#### 施行期日

公布の日(平成18年6月7日)から施行し、施行日以後公示さ れる参議院議員の通常選挙並びに当該通常選挙に係る再選 挙及び補欠選挙について適用

山川

知

岐

#### 国外における不在者投票制度の創設等

#### 1.国外における不在者投票制度の創設

#### 対象となる選挙人

特定国外派遣組織に属する選挙人で国外に滞在する人のうち、職務等のため選挙の当日投票することができないと見込まれる人

- (1)特定国外派遣組織とは、法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち次のいずれにも該当する組織であって、不在者投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるもの当該組織の長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること 当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していること
- (2)特定国外派遣組織となる組織を国外に派遣することを定める法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人(特定国外派遣組織に属する人以外)で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設 又は区域に滞在している人は、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす

#### 対象となる選挙

すべての選挙

#### 投票方法

国外にある不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出

#### 施行期日

公布(平成18年6月23日)後9か月以内において政令で定める日

#### 2.南極地域観測隊の隊員等のファクシミリ装置による投票

#### 対象となる選挙人

国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織に属する選挙人(当該組織に同行する選挙人で当該組織の長の管理の下に南極地域における活動を行う人を含む)で、次の 又は に滞在する人のうち、 職務等のため選挙の当日投票することができないと見込まれる人

南極地域にある科学的調査の業務の用に供される施設で国が設置するもの 本邦と の施設との間において当該組織を輸送する船舶で総務省令で定めるもの

#### 対象となる選挙

衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙

#### 投票方法

総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の 委員長にファクシミリ装置を用いて送信(洋上投票同様)

#### 施行期日

公布(平成18年6月23日)後6か月以内において政令で定める日

ための法令に基づく権限を有 営について管理又は調整を行う

になりました。

ミリ送信による投票ができるよう

|員の通常選挙に限り、ファクシ 議院議員の総選挙又は参議院

## 又は区域に滞在していること 当該組織が国外の特定の施設

する選挙人とみなされます。 基づき、 遣することを定める法律の規定に 派遣組織となる組織を国外に派 属さない人であっても、特定国外 する施設又は区域に滞在している 人は、当該特定国外派遣組織に属 現に特定国外派遣組織が滞在 国外に派遣される選挙人

用紙に記入し、これを封筒に入れ 票を記載する場所において、投票 不在者投票管理者の管理する投 ようになります。 という方法で不在者投票ができる て不在者投票管理者に提出する この度の法改正で、国外にある

て政令で定める日から施行されます。 十三日の公布後、九か月以内におい この改正法は、平成十八年六月二

#### 装置による投票 南極地域観測隊の隊 員などのファクシミリ

とができないと見込まれる人は、 務等のため選挙の当日投票するこ を含む)で、後述の の船舶に滞在する人のうち、職 南極地域観測隊の隊員(同行者 の施設又は

当該組織の長が当該組織の運 すること

また、その特定国外派遣組織に 和基地) 施設で国が設置するもの(昭 調査の業務の用に供される 南極地域にある当該科学的

船舶 南極地域観測隊を輸送する

ります。 測隊の隊員は、前述の 法で不在者投票ができるようにな てファクシミリ送信するという方 選挙管理委員会の委員長に対し 記入をし、これを特定の市町村の は この度の改正法で、南極地域観 の船舶において、投票用紙に の施設又

政令で定める日から施行されます。 三日の公布後、六か月以内において この改正は、平成十八年六月二十

に行われることが重要です。 治や社会作りに参加しています。 選挙で選ぶことによって、国の政 そのため、選挙は、正しく適切 国民は、国民の代表となる人を

資料提供·総務省)

願いします

国民の皆さんの理解と参加をお

電話03(5253)5574 総務省自治行政局 問い合わせ先 選挙部管理課

関連サイト紹介

総務省の選挙制度改革のページ

http://www.soumu.go.jp/senkyo/

最近の主な公職選挙法の改正についての資料などを見るこ とができる。